

Ⅱ. 履 修 要 項

1. 教育課程

(1) 教育課程の概要

大学院体育学研究科修士課程スポーツ国際開発学共同専攻は、次の①～④の能力を獲得した人材を養成するための教育課程を編成する。

- ①多様な文化や歴史観を理解できる国際感覚と国際開発・平和構築に関する知識をもった上に成り立つ他者や社会の自立・成長・変化・発展・目標達成に対する価値観と使命感
- ②多角的・俯瞰的な視点をもった上に成り立つ目的達成志向の能力
- ③スポーツ・体育・健康に関する総合的な知識の上に成り立つ政策立案・事業経営等の知識
- ④コミュニケーション、コーチング、マネジメント、分析等に関する能力

また、次の①～④の教育目標にそった教育を効果的に行うため、授業科目を講義（基礎、応用、関連）、演習（学内、学外）、実践（母国、海外）に区分して設けている。

- ①国際情勢と政策および国際的な開発課題に対する知識と分析力、使命感の育成
- ②グローバルな俯瞰力と実践現場で発揮できるリーダーシップ能力の習得
- ③スポーツ・体育・健康に関する基礎的知識と実践力の向上
- ④国際貢献のためのコミュニケーション力とマネジメント力の向上

(2) 修業年限および在学年限

大学院体育学研究科修士課程スポーツ国際開発学共同専攻の標準修業年限は2年とする。
ただし、職業を持っている等の理由で長期履修を許可された者を除く。

また、4年を超えて在学することはできない。

なお、休学期間は、修業年限および在学年限には算入されない。

(3) 授業科目の区分および内容

授業科目は、体育学研究科修士課程スポーツ国際開発学共同専攻の趣旨・目的にそった教育研究を行うため、次のとおりに区分して開設する。

授業科目の区分			内 容
専 門 科 目	講 義	基 礎	以下の知識・能力を修得するための講義および演習科目 1) 国際情勢と政策および地球規模課題に対する分析力 2) グローバルな俯瞰力と実践現場で発揮できるリーダーシップ能力 3) スポーツ・体育・健康に関する基礎的知識と実践力 4) 国際貢献のためのコミュニケーション力とマネジメント力
		応 用	
		関 連	
	演 習	学 内	
		学 外	
	実 践	母 国	国内（母国）、海外における実践現場での実習科目
		海 外	

(4) 授業科目および単位等

開設授業科目、単位および授業担当教員等は、「令和7年度スポーツ国際開発学共同専攻開設授業科目一覧」のとおりである。また、授業内容（シラバス）については、公式ホームページの授業科目ページのシラバスを参照すること。

(5) 教育上主要と認める授業科目

スポーツ国際開発学共同専攻において、教育上主要と認める授業科目は、開設授業科目のうち必修科目とする。

(6) 学期および授業期間

学年を次の2つの学期に区分し、各授業科目は学期ごとに完結するよう開講されている。

学 期	期 間
前 期	4月1日 ～ 9月30日
後 期	10月1日 ～ 3月31日

(7) 授業時間

授業時間は、下記のとおりとする。

なお、下記時間の他に、授業担当教員および指導教員等の指示する時間帯に授業を行うこともある。

鹿屋体育大学での時間帯

時 限	開 始 時 間	～	終 了 時 間
第1時限	8時30分	～	10時00分
第2時限	10時10分	～	11時40分
第3時限	12時40分	～	14時10分
第4時限	14時20分	～	15時50分
第5時限	16時00分	～	17時30分

筑波大学での時間帯

時 限	開 始 時 間	～	終 了 時 間
第1時限	8時40分	～	9時55分
第2時限	10時10分	～	11時25分
第3時限	12時15分	～	13時30分
第4時限	13時45分	～	15時00分
第5時限	15時15分	～	16時30分
第6時限	16時45分	～	18時00分

※大学院設置基準第14条に定める「教育方法の特例」により授業開講の申し出があった場合には、授業担当教員との打合せにより、6時限、7時限、特定の曜日（土・日等）および夏期・冬期・春期休業期間に授業を行うこともある。

(8) 授業の方法

授業は、講義、演習および実習の方法で行う。

(9) 単位および履修時間

単位の計算方法は、本学では次の基準による。

1) 鹿屋体育大学開設授業科目の授業時間は1コマ90分をもって2時間とみなす。

1 単位の修得には、45時間の学修を必要とする。

・講義および演習については、15時間の授業（試験は含まない）と30時間の自主学習の合計45時間をもって1単位とする。

1 単位 = 【1 コマ（2 時間）× 7.5 回 = 15 時間】 + 【自主学習 30 時間】

※実際の授業回数は試験を含み、8 回とする。

2 単位 = 【1 コマ（2 時間）× 15 回 = 30 時間】 + 【自主学習 60 時間】

・実習については、560時間の実習をもって6単位とする。

2) 筑波大学開設授業科目の授業時間は1コマ75分をもって1.5時間とみなす。

1 単位の修得には、45時間の学修を必要とする。

・講義および演習については、15時間の授業（試験は含まない）と30時間の自主学習の合計45時間をもって1単位とする。

1 単位 = 【1 コマ（1.5 時間）× 10 回 = 15 時間】 + 【自主学習 30 時間】

2 単位 = 【1 コマ（1.5 時間）× 20 回 = 30 時間】 + 【自主学習 60 時間】

・実習については、560時間の実習をもって6単位とする。

(10) 授業時間割

授業時間割は、年度当初に掲示等により周知する。

(11) 長期履修学生制度について

本学研究科には、長期履修学生制度があり、これは、職業を有している等の事情により、標準修業年限（2年）で修了することが困難な大学院生が、標準修業年限を超えて一定の期間（3年又は4年）にわたり、計画的に教育課程を履修し課程を修了することをあらかじめ申請し、審査の上、許可されるものである。

なお、長期履修学生の授業料年額は、一般学生が標準修業年限（2年）在学した場合の授業料総額を長期履修学生として許可された修業年数（3年又は4年）で分割した額となる。

ただし、許可された修業年数を超えて留年した場合は、留年分の授業料は一般学生と同額となる。

また、一般学生と同様に在学中に授業料が改定される場合がある。

申請手続期間：原則として、入学手続時又は、入学後1年以内とする。

ただし、やむを得ない事情により入学後1年を超えて長期履修が必要となった場合は、研究科教務委員会で審議のうえ、学長が認めた場合は許可されることがある。

なお、入学後（在学中）の申請は、収容定員を超えている場合には、許可されないことがある。

(12) アクセシビリティ

鹿屋体育大学では、全ての学生が平等に教育を受ける機会を確保するため、修学の妨げと成り得る社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供に取り組んでいます。授業における合理的配慮等のサポートについては、「学生支援室」にご相談ください。

学生支援室 連絡先

(TEL) 0994-46-4881

(E-Mail) g-support@nifs-k.ac.jp

2. 履修方法および手続き

(1) 指導教員および副指導教員

本学では、学位論文の作成およびその他の修学上の指導を受けるため、研究分野および研究内容等を考慮の上、1人の学生に対し、指導教員（1名）および副指導教員（2名以内）を置くこととしていることから、研究計画および履修計画等については、事前に指導教員等から十分に修学上の指導を受けること。

なお、指導教員等の決定に際しては、担当教員名簿及び担当教員研究領域等一覧を参照すること。（指導教員を担当できるのは担当教員名簿の「研究指導担当教員」の一覧に記載の者、副指導教員を担当できるのはどう名簿の「研究指導担当教員」及び「授業担当教員」の一覧に記載の者である。）

(2) 研究題目届の提出

研究内容等について指導教員の指導を受けた後、研究題目を所定の様式により、別に定める日（学年暦で定める日）までに、教務課担当係へ提出すること。

※「鹿屋体育大学大学院体育学研究科履修規程第14条」参照

(3) 履修方法

授業科目の履修にあたっては、指導教員の指導を十分に受け、「令和7年度スポーツ国際開発学共同専攻開設授業科目一覧」および別途配付の時間割を参照のうえ、各年次の研究内容等に沿った履修計画を立てること。（「課題研究」については次頁を参照すること。）

なお、課程修了に必要な最低修得単位数は30単位とし、かつ、次の要件を満たすこと。

【履修方法・修了要件】

専攻			スポーツ国際開発学共同専攻	
科目区分			条件・科目名	修得単位数
専門科目	講義	基礎	スポーツ国際開発論Ⅰ(1単位) 必修 オリンピックムーブメント論(1単位) 必修 日本文化伝播論(1単位) 必修 研究方法論(1単位) 必修 比較体育科教育論(1単位) 必修	14
		応用	スポーツ国際開発論Ⅱ(1単位) 必修	
		関連	社会開発のための公共政策ⅠA、社会開発のための公共政策ⅠB、 経済開発論、社会開発論の中から2単位選択必修	
		上記以外の講義科目 選択		
	演習	学内	スポーツ国際開発学課題演習(4単位) 必修 課題研究(4単位) 必修	10～12
		学外	JSC セミナー(1単位) 選択 JSC プロジェクト(1単位) 選択 国外大学セミナー(1単位) 選択 国際カンファレンス・セミナー(1単位) 選択 NGO 等プロジェクト(1単位) 選択	
	実践	母国	On the Job Practice (Domestic) (2単位) 選択	6～8
		海外	On the Job Practice (International) (6単位) 必修	
			修了単位数	30～
(修了要件) 2年以上在学し、所定の履修方法により30単位以上(筑波大学と鹿屋体育大学の開設科目からそれぞれ10単位以上を含む)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格すること。(各科目の主開設大学については、開設科目一覧を参照のこと。)				
(注) 本専攻の講義はすべて英語で開講。 各科目区分の指定範囲内で単位を修得しなければならない。指定単位以上修得しても修了単位に含めることはできない。(各科目区分の対象科目については、開設科目一覧を参照のこと。)				

(4) 履修科目の登録

履修しようとする授業科目については、学年の初めに履修計画等について十分に指導教員等と相談の上、決定し、次により履修登録を行うこと。

なお、この履修登録の手続きを怠ると、当該授業科目を履修する意志がないものとして取扱うので、十分注意すること。

1) 下記の期間内に手続きを行うこと。

①履修登録期間

各学期初めの履修登録期間に、授業時間割に基づき当該年度内に履修しようとするすべての授業科目（後期開講科目、集中講義科目及び学外実習を含む。）について履修登録を行うこと。なお、後期の履修登録期間には、後期開講科目のみ登録できる。

②履修登録変更期間

履修登録後に変更が生じた場合は、各学期にある履修登録変更期間に、履修登録した授業科目の変更を行うこと。ただし、後期の履修登録変更期間には、後期開講科目のみ変更できる。（前期開講科目及び通年開講科目の変更はできない。）

※具体的な日程については、表紙裏の学年暦を参照すること。

2) 手続きは、次のとおりとする。

①学内のパソコンからWebシステムである「教務システム」へログインし、授業科目を選択の上、履修登録を行う。

②パソコンによる履修登録後、「履修登録確認表」をプリントアウトし、STA・TAの担当時間の記入及び指導教員の確認を受け、担当係へ提出する。

※やむを得ない事情により教務システムから履修登録ができない場合は、「履修登録表」を、提出すること。

3) 留意事項

①既に修得した科目については、再度履修登録することはできない。

②同一時間帯に開講される科目は、重複して履修登録することはできない。

(5) 「課題研究」の履修方法等

「課題研究」（必修科目：4単位）は、修士論文提出の条件となる科目である。

履修登録は、原則として2年次前期に行い、成績の評価は、各指導教員が履修状況を総合して判定し、評価を行う。

(6) 学部開講科目の受講

学部の開講科目（単位未修得の科目に限る）を履修したいときには、「学部開講科目受講届」を教務課担当係へ提出すること。履修が許可された場合、その開講科目の単位修得が認められるが、課程修了に必要な単位としては認められない。

3. 試験および単位の認定

(1) 試験

試験は、筆記、口述または実技その他の方法で、原則として毎学期末に行う。

なお、試験の期日等は事前に担当教員より周知する。

(2) 成績の評価および単位の認定

成績の評価は、担当教員が試験結果および履修状況を総合して判定し、次のとおり A＋、A、B、C および D の 5 段階に分けて評価を行う。評価 A＋～C について、所定の単位を認定する。

なお、成績は、各学期の終了後に通知する。

評 語	評 点	評 価 基 準	摘 要
A＋	90点～100点	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績を修めている。	合格とし、単位を認定する。
A	80点～89点	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている。	
B	70点～79点	到達目標を達成している。	
C	60点～69点	到達目標を最低限達成している。	
D	59点以下	到達目標を達成していない。	不合格とし、単位を認定しない。

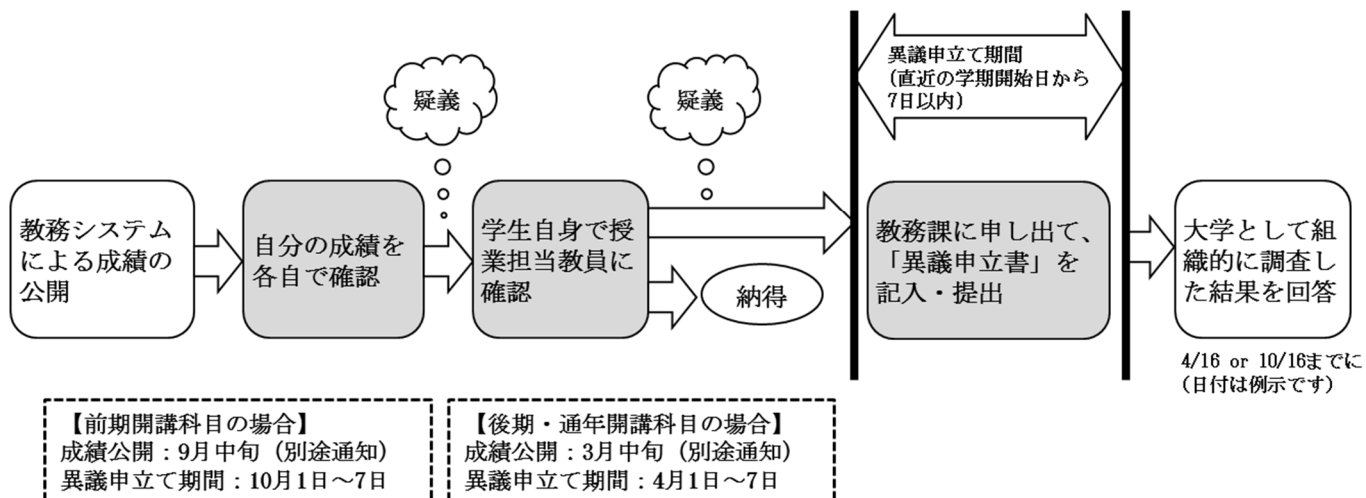
(3) 成績評価について疑義があった場合の異議申立てについて

厳格な定期試験等の成績評価を担保するため、成績評価に疑義があった場合、成績等への異議申立てを行うことができる。申合せの概要については、以下のとおりである。

- 1) 公開された成績を確認し、疑問がある場合、まずは、授業担当教員に直接確認を行うこと。（非常勤講師が担当する科目の場合は、教務課へ申し出ること。）
- 2) 上記 1) の結果、得られた回答に疑義が残る場合は、直近の学期開始日から 7 日以内に教務課に申し出て、「異議申立書」を提出することができる。（※①の確認を行わないと「異議申立書」の提出はできない。）
- 3) 提出された「異議申立書」については、組織的に内容を調査し、異議申立て期限日から 10 日以内に本人あてに回答を行う。なお、10 日以内に回答できない場合は、回答できない理由を説明する。
- 4) 異議申立てに対する回答内容について、さらに疑義がある場合は、再異議申立てができる。

なお、本取扱いは鹿屋体育大学開設科目分に限りますので、筑波大学開設科目分については、各自授業担当教員へ問い合わせして下さい。

手続きのイメージ(例)



4. 学位論文の提出および最終試験等

学位論文は、指導教員の指導を受けて作成し、学位論文審査願に学位論文および論文概要を添付し、学長へ提出しなければならない。学位論文の提出にあたっては、次の事項に十分留意して提出すること。

なお、不明な点は、担当係で事前に確認すること。

(1) 研究題目届の提出（1年次4月末）

指導教員の指導を受け、別に定める日（学年暦で定める日）までに、研究題目届を担当係へ提出すること。

(2) 学位論文構想発表会（1年次2～3月）

学位論文を提出しようとする者は、指導教員の指導を受け、別に定める日に実施する学位論文構想発表会で、作成する学位論文の研究背景、意義、目的、方法及び文献を発表しなければならない。

(3) 学位論文題目届等の提出（2年次4月末）

学位論文を提出しようとする者は、指導教員の指導を受け、別に定める日（学年暦で定める日）までに、学位論文題目届を担当係へ提出すること。なお、学位論文題目届には、学位論文の審査を受ける際に、学位論文又は特定課題の研究成果のいずれを提出するか記載すること。

また、同届と併せて、作成する学位論文の研究背景、意義、目的、方法及び文献を記載した書類を添付して提出すること。

※ 特定課題の研究成果とは、特定のテーマに係る研究の成果を説明するものである。

※ 鹿屋体育大学学位細則第3条参照

(4) 学位論文提出に係る倫理審査等の確認

学位論文作成に際し、倫理審査小委員会又は動物実験小委員会による審査を受けた場合には、修了予定年度の11月末までに各審査結果の写しを教務課担当係へ提出すること。

詳細については、別途教務課担当係から通知する。

(5) 学位論文中間発表会（2年次10月）

修了予定者は、別に定める日に実施する学位論文中間発表会で作成中の論文を発表しなければならない。

(6) 学位論文変更届の提出（2年次11月末）※変更がない者は提出不要

学位論文題目届を提出後、学位論文の審査を修士論文から特定課題の研究成果に、または特定課題の研究成果から修士論文に変更する必要があるときは、指導教員の承認を得て、

別に定める日（学年暦で定める日）までに、学位論文変更届を担当係へ提出すること。
※鹿屋体育大学学位細則第13条参照

（7）学位論文題目変更届等の提出（2年次学位論文提出時）※変更がない者は提出不要

学位論文題目届を提出後、学位論文の題目を変更する必要があるときは、指導教員の承認を得て、別に定める日（学年暦で定める日）までに、学位論文題目変更届を教務課担当係へ提出すること。

（8）学位論文の提出資格

学位論文を提出できるのは、当該学年末までに、修了に必要な授業科目30単位を修得見込みの者で、「鹿屋体育大学修士論文の提出条件に関する申合せ」の提出条件を満たし、指導教員が提出を認めた者である。

（9）学位論文の提出方法

所定の学位論文審査願に、学位論文1編（正本1部、副本2部）及び学位論文概要（3部）を添え、別に定める日（学年暦で定める日）までに、教務課担当係へ提出すること。

なお、作成した論文の題目と、先に提出した学位論文題目届に記載した題目が異なった場合、受理しないので注意すること。

また、原則として、学位論文受理決定後の学位申請取り下げは認めない。

（10）学位論文の様式等

学位論文の作成にあたっては、「鹿屋体育大学学位論文等の作成要領」に従うこと。

- 1）学位論文は、A4版の用紙又は所定の原稿用紙（A4版）を用いて作成すること。
- 2）提出の際、学位論文概要1部、学位論文本文1部の順に重ね、左上部分をクリップ等で綴じ、これを3部あわせて提出すること。

（11）学位論文の審査及び最終試験

研究科委員会に設置される学位論文審査委員会（主査1名、副査2名）により学位論文の審査を行い、審査を終了した者に対し、当該学位論文を中心として、これに関連する分野について口述又は筆記により最終試験を行う。

なお、学位論文の審査については「スポーツ国際開発学共同専攻修士論文・特定課題レポート審査基準」に沿って審査を行う。

（12）学位論文発表会

修了予定者は、別に定める日に学位論文発表会で当該論文を発表しなければならない。

なお、最終試験は、学位論文発表会をもって当てることができる。

（13）学位論文題目等の公表

学位が授与された学位論文については、「修士論文題目」、「指導教員氏名」及び「学生氏名」（学生から公表の承諾が得られた場合のみ）を本学ホームページで公表する。

なお、公表にあたっては以下の手続きを行う。

①倫理審査確認

倫理審査を受けた場合には、修了予定年度の11月末までに倫理審査の「審査結果報告書」を教務課担当係へ提出すること。

②ホームページ公表に係る個人情報の許諾について

学位論文題目等の公表に当たっては、別に配布する「修士論文題目公表に係る確認書」を学位論文と一緒に教務課担当係へ提出すること。

5. 課程の修了

修士課程スポーツ国際開発学共同専攻を修了するための要件は、標準修業年限以上在学し、所定の単位を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受け学位論文の審査および最終試験に合格することである。

なお、課程修了の可否については、前述の学位論文審査委員会の報告に基づき、研究科委員会が審議決定し、学長が認定することとなっている。

また、優秀な業績をあげた者は、早期修了が可能である。早期修了を希望する者は、履修登録をする前に、必ず指導教員および教務課担当係に相談および申し出ること。

6. 学位の授与

修士課程スポーツ国際開発学共同専攻を修了した者には、「修士（スポーツ国際開発学）」の学位を授与する。

なお、筑波大学および鹿屋体育大学連名の学位記となる。